

平成 16 年 9 月 7 日
(社) 日本監査役協会

株主総会対応等に関するアンケート集計結果 第 5 回 インターネット・アンケート

社団法人日本監査役協会は、平成 16 年 7 月、インターネットを利用した会員対象のアンケート調査を実施した(有効回答数 2,003 社(うち上場会社 1,280 社) 回答率 44.8%)。

本調査は、株主総会対応、決算短信、有価証券報告書作成・公表状況、について調べるものである。

集計結果は以下のとおりである。

《監査役設置会社版》

総括

1. 執行役員制を採用している会社が全体の 4 割に達した

- ・ 執行役員制を採用している会社が総会前に比べて 3.5 ポイント増加し、40.6%となった。(問 1)
- ・ 執行役員制を採用している会社のうち、取締役兼務の執行役員が存在しない会社は 38.2%にのぼった。(問 1)
- ・ 取締役会のスリム化が一段と進み、総会前と比べて平均 0.16 人減少の 9.38 人(上場会社 9.78 人) 監査役の人数は微増の 3.49 人(上場会社 3.75 人)となった。(問 1)
- ・ 内部監査部門等のスタッフが「いる」会社が全体で 1.2 ポイント増の 75.0%、特に中会社・小会社では 4.2 ポイント増の 66.7%となった。中会社や小会社を含め、内部監査体制や内部統制システム強化の取り組みが進んでいるようである。(問 1)

2. 監査役選任提案権の行使が一段と進み、行使率は約 3 割にのぼった

- ・ 「1. 社内監査役について提案した」が 5.0 ポイント増加の 16.6%、「2. 社外監査役について提案した」が 6.4 ポイント増加の 21.7%となり、選任提案権の行使が一段と進んだ。また、提案権の行使は、社内出身の監査役候補者よりも、社外監査役候補者のほうが積極的に提案を行っている。(問 2-2)
- ・ 監査役選任議案があった会社のうち、10 社に 3 社の監査役(会)が実際に候補者の提案を行った。(問 2-2)

3. 取締役・監査役の責任軽減のための定款変更の実施率は、上場会社で 1 割を超えた

- ・ 「1. 取締役・監査役の責任軽減のための定款変更」を実施済みの会社が全体で 9.5%(昨年度 4.5%) 上場会社では 11.6%に達した。(問 3)
- ・ 「2. 社外取締役の責任軽減のための定款変更」は、全体で 4.7%(昨年度 2.9%) 上場会社では 5.9%となった。(問 3)

4. 約8割の会社が、会社の定款において「監査役会規則」への委任規定を設けている

- ・ 監査役会規則を制定している会社は、全体で93.3%（上場会社97.2%）にのぼった。また、「2.大会社だけが制定していない」が2.2%あることから、大会社については、97.8%が制定しているといえる。（問4-1）
- ・ 取締役会規則などと同様に、会社の定款中に監査役会規則への委任規定を設けている会社は78.6%にのぼっている。（問4-2）

5. 決算短信については、4社に3社の監査役が「監査を実施している」としている

- ・ 決算短信に対する監査役の監査実施率は、76.1%となっている。ただし、非上場会社については55.6%に留まっており、上場・非上場の別で大きな開きがある。（問5-3）
- ・ 決算発表時期と監査役の監査実施率については、相関関係は見られなかった。決算発表が決算期末20日以内の超早期発表会社であっても、むしろ全体平均を上回る監査を実施している（81.5%）。さらに、連結ベースで短信を公表している会社のほうが単体ベースで公表している会社よりも監査役の監査実施率が高くなっている（問5-3）
- ・ 決算短信への公認会計士の関与については、67.7%が「監査契約に含まれている」としており、3社に2社は公認会計士の目が及んでいる。（問5-5）
- ・ 「財務情報」よりも「非財務情報」のほうが監査役の監査実施率が高くなっている（財務情報51.7%、非財務情報69.5%）。（問5-4）

6. 有価証券報告書については、監査役の監査実施率は6割強に留まっている

- ・ 有報に対する監査役の監査実施率は全体で63.8%に留まっている。なお、決算短信の場合と異なり、監査実施率に上場・非上場の別による違いが見られない。（問6-2）
- ・ 決算短信が取締役会で付議されている割合が91.7%（1,2の合計、問5-6参照）あるのに対して、有価証券報告書の付議状況は半減以下の41.5%（1,2の合計）に過ぎず、公表時期が早く市場に対するインパクトが大きい決算短信のほうが、取締役会における附議が厳格に行われている。（問6-4）

調査概要

対象 当協会会員会社および個人会員（4,464社）
 方法 インターネットによるホームページへの記入回答
 期間 平成16年7月12日～同23日（12日間）
 回答数 有効回答数2,003社（回答率44.8%）

【上場別】 上場1,280社、非上場723社
 【決算期別】 3月決算 1,668社（83.3%）
 12月決算 126社（6.3%）
 2月決算 81社（4.0%）
 ほか 128社（6.4%）

	会社数	%
東証一部上場	772	38.5
東証二部上場	190	9.5
その他上場	317	15.8
非上場	723	36.1
合計	2,003	100.0

以上

調査結果

株主総会関連について

問1 全回答者にお尋ねします。以下の各項目（～）について、直近の定時株主総会前と総会後の貴社の状況についてご回答ください。

監査役総数

総平均（人）

	総会前					総会后				
	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場
監査役総数	3.46	3.56	2.13	3.71	3.02	3.49	3.59	2.22	3.75	3.04
うち常勤社内	1.11	1.14	0.73	1.28	0.82	1.09	1.12	0.77	1.25	0.83
うち常勤社外	0.43	0.43	0.34	0.43	0.43	0.42	0.43	0.35	0.42	0.43
うち非常勤社内	0.19	0.20	0.09	0.21	0.15	0.17	0.18	0.08	0.20	0.13
うち非常勤社外	1.73	1.79	0.97	1.79	1.63	1.80	1.86	1.01	1.89	1.65
社外計	2.16	2.22	1.31	2.22	2.05	2.23	2.29	1.36	2.31	2.08
社外構成比(%)	62.4	62.4	61.6	59.9	68.0	63.8	63.8	61.4	61.6	68.6

- ・ 監査役総数は、平均3.46人（上場会社3.71）から3.49人（上場会社3.75）とほぼ横ばいだった。
- ・ 監査役のうち社外監査役が占める割合が1.4ポイント上昇し、63.8%となった。平成13年の商法改正により社外監査役は「半数以上」とされたことに伴い、各社の対応が進んでいることがうかがえる。

社外監査役の前職又は現職

構成比（%）

	総会前（%）					総会后（%）				
	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場
1.5年ルールによる社外監査役	8.7	8.9	5.3	10.3	5.7	6.8	6.9	5.1	7.7	5.0
2.親会社現職又はOB	30.4	30.1	38.1	17.1	55.7	29.9	29.7	35.7	16.8	55.7
3.取引銀行の役職員	10.0	10.2	5.8	12.5	5.1	9.9	10.1	6.6	12.4	5.1
4.取引先の役職員	11.5	11.6	9.0	13.2	8.4	11.9	12.1	9.2	13.7	8.5
5.貴社と無関係な会社の役職員	7.3	7.1	12.2	9.0	4.0	8.1	7.9	12.2	10.0	4.3
6.公認会計士又は税理士	9.7	9.6	12.7	12.5	4.4	9.7	9.6	12.8	12.4	4.3
7.弁護士	11.5	11.7	6.9	14.4	6.1	12.4	12.6	8.2	15.5	6.3
8.大学教授	1.2	1.2	0.0	1.5	0.4	1.5	1.5	0.5	1.9	0.5
9.官公庁	2.1	2.1	1.1	1.9	2.4	2.0	2.1	1.0	1.9	2.3
10.その他	7.6	7.4	9.0	7.5	7.8	7.8	7.6	8.7	7.7	7.9
合計(人)	4,325	4,129	189	2,840	1,485	4,461	4,258	196	2,956	1,505

- ・ 「2.親会社現職又はOB」が最も高く、全体で29.9%（非上場会社では55.7%）を占めている。
- ・ 社外監査役の構成比率が上昇するなかで、「1.5年ルールによる社外監査役」が1.9ポイント減少し6.8%となった。平成13年商法改正で社外監査役の社外要件が厳格化された（いわゆる「5年ルール」の撤廃）ことから、改正後の要件を満たした社外監査役が増えているといえる。

監査役スタッフ数

	総会前					総会后				
	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場
1.専属スタッフまたは兼務スタッフ が「いる」会社数(%)	909 (45.4)	876 (47.2)	32 (22.2)	616 (48.1)	293 (40.5)	919 (45.9)	888 (47.8)	34 (23.6)	620 (48.4)	299 (41.4)
専属者平均(人)	2.22	2.23	1.75	2.40	1.68	2.22	2.24	1.75	2.42	1.66
兼務者平均(人)	1.54	1.54	1.38	1.58	1.46	1.52	1.53	1.33	1.56	1.43
2.専属スタッフも兼務スタッフも 「いない」会社数(%)	1,094 (54.6)	981 (52.8)	112 (77.8)	664 (51.9)	430 (59.5)	1,084 (54.1)	969 (52.2)	110 (76.4)	660 (51.6)	424 (58.6)
合計(社)	2,003	1,857	144	1,280	723	2,003	1,857	144	1,280	723

- ・ 監査役スタッフが「1.いる」会社が全体で45.9%、上場会社でも48.4%に留まっており、依然としてスタッフが「2.いない」会社が過半数を占めており、上場会社も然りである。

内部監査部門等のスタッフ数

	総会前					総会后				
	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場
1.専属スタッフまたは兼務スタッフ が「いる」会社数(%)	1,479 (73.8)	1,388 (74.5)	90 (62.5)	1,041 (81.3)	438 (60.6)	1,502 (75.0)	1,405 (75.7)	96 (66.7)	1,051 (82.1)	451 (62.4)
専属者平均(人)	5.09	5.24	1.37	5.28	4.55	5.15	5.30	1.50	5.38	4.51
兼務者平均(人)	2.21	2.27	1.59	2.36	1.94	2.19	2.25	1.68	2.34	1.91
2.専属スタッフも兼務スタッフも 「いない」会社数(%)	524 (26.2)	469 (25.5)	54 (37.5)	239 (18.7)	285 (39.4)	501 (25.0)	452 (24.3)	48 (33.3)	229 (17.9)	272 (37.6)
合計(社)	2,003	1,857	144	1,280	723	2,003	1,857	144	1,280	723

- ・ 内部監査部門等のスタッフ数については、専属または兼務スタッフが「1.いる」会社が1.2ポイント増加し、75.0%となった。特に「中会社又は小会社」での伸びが目立っており（4.2ポイント増の66.7%）、**中会社や小会社を含め、内部監査体制や内部統制システム強化の取り組みが進んでいる**ようである。

取締役総数

	総会前					総会后				
	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場
取締役総数平均(人)	9.54	9.71	7.09	9.98	8.76	9.38	9.54	7.21	9.78	8.68
社外取締役の選任がある会社の割合(%)	49.8	49.0	60.4	40.4	66.4	51.3	50.6	60.4	41.9	67.9
社外取締役平均(人)	2.40	2.43	2.07	1.93	2.90	2.38	2.41	2.06	1.92	2.87
10人以下 社数(%)	1,356 (67.7)	1,228 (66.1)	127 (88.2)	825 (64.5)	531 (73.4)	1,386 (69.2)	1,258 (67.7)	127 (88.2)	843 (65.9)	543 (75.1)
11～15人 社数(%)	449 (22.4)	433 (23.3)	16 (11.1)	312 (24.4)	137 (18.9)	438 (21.9)	422 (22.7)	16 (11.1)	309 (24.1)	129 (17.8)
16～20人 社数(%)	136 (6.8)	135 (7.3)	1 (0.7)	96 (7.5)	40 (5.5)	130 (6.5)	129 (6.9)	1 (0.7)	92 (7.2)	38 (5.3)
21人以上 社数(%)	62 (3.1)	61 (3.3)	0 (0.0)	47 (3.7)	15 (2.1)	49 (2.4)	48 (2.6)	0 (0.0)	36 (2.8)	13 (1.8)
合計(社)	2,003	1,857	144	1,280	723	2,003	1,857	144	1,280	723

- ・ 総会前に比べて**取締役総数が全体平均で9.38人と0.16人減少し、取締役会のスリム化傾向が続いている。**取締役の総数が「10人以下」の会社が全体の69.2%（1.5ポイント増）を占めており、昨年に引き続き**取締役総数が「15人以下」の会社が全体の9割を超えている（91.1%）。**
- ・ **社外取締役を選任している会社の割合が全体で1.5ポイント増加し、過半数に達した（51.3%）。**社外取締役の選任割合は大会社（50.6%）よりも中会社・小会社（60.4%）、上場会社（41.9%）よりも非上場会社（67.9%）のほうが高くなっている。親会社からの派遣役員が影響しているものと思われる。

執行役員数

	総会前					総会后				
	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場
執行役員制採用会社の割合(%)	37.1	38.5	20.1	43.0	26.8	40.6	42.1	21.5	47.3	28.9
執行役員平均(人)	11.5	11.7	6.3	12.4	8.8	11.7	12.0	6.5	12.7	8.9
執行役員制採用会社のうち取締役との兼務者がいる会社(%)	59.9	59.7	65.5	60.9	57.2	61.8	61.3	77.4	62.3	60.3
執行役員平均(人)	14.0	14.4	6.2	15.2	11.9	14.3	14.7	6.4	15.7	10.4
うち取締役との兼務者数(%)	5.3 (37.6)	5.3 (36.9)	4.1 (65.4)	5.5 (36.0)	4.6 (38.8)	5.5 (38.6)	5.6 (38.1)	4.0 (62.0)	5.9 (37.4)	4.5 (42.8)

- ・ **執行役員制を採用する会社が増えており、総会前に比べ全体で3.5ポイント増加し40.6%を占めた。**特に上場会社の採用意欲が高く、同4.3ポイント増の47.3%となった。執行役員制を採用している会社の執行

役員数の平均は、11.7 人であった。

- ・ 執行役員制を採用している会社のうち、「取締役兼務の執行役員が存在しない会社」は 38.2%にのぼった。
- ・ 執行役員制を採用している会社のうち、「取締役兼務の執行役員が存在する会社」の執行役員数平均は 14.3 人、うち 5.5 人が取締役を兼務する執行役員となっている。

問 2 監査役選任議案（商法特例法第 18 条 3 項、3 条 2 項・3 項）について

【設問趣旨】昨年に引き続き、平成 13 年 12 月の「企業統治に関する商法等改正」により新たに設けられた「監査役選任に関する権限」の行使状況について調べるものである。なお、法的には、これらの権限は大会社の監査役会の権限であるが、実務上は中会社又は小会社であっても大会社に倣った運用をしている会社も少なくないことから、全ての会社を対象とした。

問 2 - 1 全回答者にお尋ねします。直近の定時株主総会において、監査役選任議案がありましたか。

（カッコ内は平成 15 年 7 月実施の第 3 回調査結果）

	全体		大会社		中会社		その他		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. あった	1,482 (1,441)	74.0 (77.8)	1,402	75.5	80	55.6	0	0.0	996 (1,031)	77.8 (80.5)	486 (428)	67.2 (72.2)
2. なかった	521 (383)	26.0 (20.7)	455	24.5	64	44.4	2	100.0	284 (230)	22.2 (18.3)	237 (153)	32.8 (25.8)
無回答		28 (1.5)							(16)	(1.3)	(12)	(2.0)
回答社数	2,003 (1,852)		1,857	92.7	144	7.2	2	0.1	1,280 (1,259)	63.9	723 (593)	36.1

問2 - 2 問2-1で「1. 監査役選任議案があった」とご回答された方にお尋ねします。監査役候補者の選定にあたり、監査役会として監査役候補者の提案をされましたか。以下のうち当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)

(カッコ内は平成15年7月実施の第3回調査結果)

	全体		大会社		中会社		その他		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 社内監査役について提案した	246 (167)	16.6 (11.6)	238	17.0	8	10.0	0		162 (113)	16.3 (11.2)	84 (54)	17.3 (12.6)
2. 社外監査役について提案した	322 (221)	21.7 (15.3)	305	21.8	17	21.3	0		214 (161)	21.5 (15.9)	108 (60)	22.2 (14.0)
3. 提案はしなかった	1,047 (1,129)	70.6 (78.3)	987	70.4	60	75.0	0		707 (792)	71.0 (78.2)	340 (337)	70.0 (78.7)
回答社数	1,482 (1,441)		1,402	94.6	80	5.4	0	0.0	996 (1,013)	67.2	486 (428)	32.8

- ・ 「1. 社内監査役について提案した」が5.0ポイント増加の16.6%、「2. 社外監査役について提案した」が6.4ポイント増加の21.7%となり、選任提案権の行使が一段と進んだ。また、提案権の行使は、社内出身の監査役候補者よりも、社外監査役候補者のほうが積極的に提案を行っているようである。
- ・ 「3. 提案はしなかった」が7.7ポイント減少の70.6%となったことから、監査役選任議案があった会社のうち10社に3社の監査役(会)が実際に候補者の提案を行ったといえる。

問2 - 3 問2-1で「1. 監査役選任議案があった」とご回答された方にお尋ねします。監査役選任議案への同意に関する監査役会の審議結果はどのようなものでしたか。

(カッコ内は平成15年7月実施の第3回調査結果)

	全体		大会社		中会社		その他		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 監査役会として候補者全員について同意した	1,453 (1,395)	98.0 (96.8)	1,397	99.6	56	70.0	0		991 (1,000)	99.5 (98.7)	462 (395)	95.1 (92.3)
2. 一部の監査役が特定候補者に不同意であった	0 (3)	0.0 (0.2)	0	0.0	0	0.0	0		0 (2)	0.0 (0.2)	0 (1)	0.0 (0.2)
3. 監査役会として候補者の一部に不同意であった	0 (3)	0.0 (0.2)	0	0.0	0	0.0	0		0 (2)	0.0 (0.2)	0 (1)	0.0 (0.2)
4. 監査役会として候補者の全部に不同意であった	0 (1)	0.0 (0.1)	0	0.0	0	0.0	0		0 (0)	0.0 (0.0)	0 (1)	0.0 (0.2)
5. その他	29 (25)	2.0 (1.7)	5	0.4	24	30.0	0		5 (5)	0.5 (0.5)	24 (20)	4.9 (4.7)
回答社数	1,482 (1,441)		1,402	94.6	80	5.4	0	0.0	996 (1,013)	67.2	486 (428)	32.8

- ・ 「 1 . 候補者全員について同意した 」 が 98.0% と昨年と同様に圧倒的多数を占めた。

問 2 - 4 問 2-3 で 「 2 . 一部の監査役が特定候補者に不同意であった 」 「 3 . 監査役会として候補者の一部に不同意であった 」 「 4 . 監査役会として候補者の全部に不同意であった 」 「 5 . その他 」 とご回答された方にお尋ねします。監査役会の不同意後、監査役候補者の代替者はどのように決定しましたか。

(カッコ内は平成 15 年 7 月実施の第 3 回調査結果)

	全体		大会社		中会社		その他		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 . 監査役会から候補者の代替案を提案した	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-	0	-	0	0.0
2 . 取締役側から候補者の代替案を提案した	5	100.0	1	100.0	4	100.0	0	-	0	-	5	100.0
回答社数	5		1	20.0	4	80.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0

- ・ 本問の回答対象者は問 2 - 3 で選択肢 2 ~ 5 を回答した 29 社であるが、回答社数は 5 社に留まった。いずれの回答も、監査役(会)の不同意を受けての代替候補者は、取締役側から提案があった候補者について決定したとしている。

問 3 全回答者にお尋ねします。直近の総会までに定時総会において次の定款変更を行いましたか。以下の項目のうち当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)

【設問趣旨】平成 13 年 12 月の「企業統治に関する商法等改正」により、監査役全員の同意(大会社については監査役全員の同意による監査役会の決議)を条件として、取締役会決議に基づく取締役等の責任軽減を行うことができる旨の定款変更、社外取締役との間で責任免除の契約をすることができる旨の定款変更が可能となった(小会社を除く)。本問は昨年に続き、これら責任軽減に関する定款変更の導入状況を調べるものである。

(カッコ内は平成 15 年 7 月実施の第 3 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 . 取締役・監査役の責任軽減を取締役会決議で行うための定款変更	190(83)	9.5(4.5)	149(62)	11.6(4.9)	41(21)	5.7(3.5)
2 . 社外取締役との間の責任限定契約に関する定款変更	94(53)	4.7(2.9)	76(46)	5.9(3.7)	18(7)	2.5(1.2)
3 . なし	1,794	89.6	1,115	87.1	679	93.9
4 . 1 , 2 とともにいった	75	3.7	60	4.7	15	2.1
5 . 1 のみ行った	115	5.7	89	7.0	26	3.6
6 . 2 のみ行った	19	0.9	16	1.3	3	0.4
回答社数	2,003		1,280	63.9	723	36.1

- ・ 「1. 取締役・監査役の責任軽減のための定款変更」を済ませた会社は全体で 9.5% (昨年度 4.5%) 上場会社では 11.6%に達した。
- ・ 「2. 社外取締役の責任軽減のための定款変更」は全体で 4.7% (昨年度 2.9%) 上場会社では 5.9%となった。

監査役会規則について

平成 16 年 2 月、当協会では「監査役監査基準」を全面改定し、それに伴い 5 月に「監査役会規則 (ひな型)」を改定いたしました。これに関連して、以下の質問にご回答願います。

問 4 監査役会規則について

問 4 - 1 全回答者にお尋ねします。貴社では監査役会規則を制定していますか。

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 制定している	1,868	93.3	1,244	97.2	624	86.3
2. 大会社だけが制定していない	44	2.2	23	1.8	21	2.9
3. 中会社または小会社なので制定していない	91	4.5	13	1.0	78	10.8
回答社数	2,003		1,280	63.9	723	36.1

- ・ **監査役会規則を制定している会社は全体で 93.3% (上場会社 97.2%) にのぼっている。**また、「2. 大会社だけが制定していない」が 2.2%あることから、大会社については、97.8%が制定しているといえる。
- ・ 本年 4 月に実施した「第 4 回インターネット・アンケート」によると、「監査役監査基準」を定めている会社が 74.8%あったことから、「監査役会規則」を定めている会社の割合のほうが 20 ポイント近く高い。

問 4 - 2 問 4-1 で「1. 制定している」とご回答された方にお尋ねします。

貴社の定款には「監査役会に関する事項については監査役会規則による」旨定められておりますか。

【設問趣旨】監査役会規則の規範性に関連して、会社の定款中「監査役及び監査役会」の章において、「監査役会規程」として、「監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による」旨の委任規定を設けるケースがある。本問は、定款の委任規定の有無について調べるものである。

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 定められている	1,469	78.6	988	79.4	481	77.1
2. 定められていない	399	21.4	256	20.6	143	22.9
回答社数	1,868		1,244	66.6	624	33.4

- ・ **上場・非上場の別無く、全体で 78.6%の会社が、定款中において監査役会規則への委任規定を設けている。**

決算短信と有価証券報告書について

問5 決算短信について

【設問趣旨】「決算短信」とは、東証等の証券取引所がその自主規制である適時開示規則により、上場会社に対して決算内容の開示を求めた会社情報であり、通常、決算取締役会で決算案を承認したのち取引所の記者クラブで発表される慣例的な決算情報のことをいう。証券取引所より記載様式が示されており、通常、この様式に従って作成される。本問は、会社の重要な財務情報である決算短信に対する、監査役又は公認会計士の関与状況や、決算発表の早期化と監査との関係について調べるものである。

問5 - 1 全回答者にお尋ねします。貴社は決算短信を作成し、公表していますか。

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. はい (連結作成会社)	1,187	59.3	1,146	89.5	42	5.8
2. はい (非連結作成会社)	171	8.5	132	10.3	39	5.4
3. いいえ	645	32.2	1	0.1	643	88.8
回答社数	2,003		1,279	63.9	724	36.1

- ・ 上場会社のうち約9割(89.5%)が「連結」決算短信の作成会社となっている。
- ・ 非上場会社にもかかわらず決算短信を「作成している」とする会社が81社(1または2と回答した会社)あった。この場合の「決算短信」とは、貸借対照表・損益計算書の「公告」の意味で回答したものと推察される。ちなみに、平成14年の商法等改正により、従来、定款に定めるところにより官報又は日刊新聞に掲載すべきとされていた貸借対照表及び損益計算書又はその要旨(中会社・小会社については貸借対照表又はその要旨)の公告が、ホームページ上で開示することにより公告に代えることができるようになった。これにより、中小の会社でも費用を気にせず公告を行い易くなっている。なお、上場会社で「3. いいえ」を回答した1会社とは、最近新規上場した会社であり時期的な誤差による。

問5 - 2 問5 - 1で「1. はい(連結作成会社)」または「2. はい(連結非作成会社)」とご回答された方にお尋ねします。貴社は、いつ決算短信を公表しましたか。(連結作成会社は連結決算公表について、連結非作成会社は個別決算公表についてご回答ください)

《1.「連結」作成会社》

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 決算期末から20日以内	18	1.5	17	1.5	1	2.4
2. 決算期末から1ヶ月以内	168	14.2	160	14.0	8	19.0
3. 決算期末から2ヶ月以内	975	82.1	946	82.6	29	69.0
4. 決算期末から2ヵ月後	26	2.2	22	1.9	4	9.5
回答社数	1,187		1,145	96.5	42	3.5

《 2 . 「非連結」作成会社》

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 . 決算期末から 20 日以内	9	5.3	5	3.8	4	10.3
2 . 決算期末から 1 ヶ月以内	26	15.2	21	15.9	5	12.8
3 . 決算期末から 2 ヶ月以内	123	71.9	102	77.3	21	53.8
4 . 決算期末から 2 ヶ月後	13	7.6	4	3.0	9	23.1
回答社数	171		132	77.2	39	22.8

- ・ 決算発表が早期化する中で、「連結」作成会社が「非連結」作成会社かで決算発表時期に差が出ることが予想されたが、決算期末から 1 ヶ月以内の合計(回答 1 , 2 の合計)で比較すると、「連結」作成会社が 15.6% (186 社)「非連結」作成会社では 20.4% (35 社)となっており、「非連結」作成会社のほうが 4.8 ポイント高くなった。
- ・ 上場・非上場の別と決算発表時期との関係については、同じく決算期末から 1 ヶ月以内の合計(回答 1 , 2 の合計)で比較すると、「連結」作成会社の場合も「非連結」作成会社の場合もともに、非上場会社のほうが数ポイント程度上回っており(「連結」作成会社の場合、上場：非上場=15.5%：21.4%、「非連結」作成会社の場合、上場：非上場=19.5%：23.1%)、非上場会社のほうが却って決算発表が早くなっている。ただし、非上場会社では「4 . 決算期末から 2 ヶ月後」の割合も比較的高くなっており、決算発表時期が二極化している。

問 5 - 3 問 5-1 で「1 . はい(連結作成会社)」または「2 . はい(連結非作成会社)」とご回答された方にお尋ねします。監査役は決算短信について監査していますか。

【設問趣旨】決算短信については、現状では監査に関する規制がない。本問は、決算短信に対する監査役及び公認会計士の関与状況について調べるものである。

《 1 . 全体》

	全体		上場		非上場		20 日以内		1 ヶ月以内		2 ヶ月以内		2 ヶ月後	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 . 監査している	1,033	76.1	988	77.4	45	55.6	22	81.5	146	75.3	839	76.4	26	66.7
2 . 監査していない	325	23.9	289	22.6	36	44.4	5	18.5	48	24.7	259	23.6	13	33.3
回答社数	1,358		1,277	94.0	81	6.0	27	2.0	194	14.3	1,098	80.8	39	2.9

- ・ 「1 . 監査している」と回答した会社は上場会社で 77.4%、非上場会社で 55.6%となっており、上場・非上場の別で監査役の監査実施状況に 20 ポイント以上の開きがある。
- ・ 決算発表の時期と監査との関係については、決算発表が早い会社では監査の実施比率が低くなることが予想されたが、超早期発表である「20 日以内」でも全体平均を上回る 81.5%の会社が監査を行っており、決算発表の時期と監査役監査との相関関係はないようである。

《 2 . 「 連結 」 作成会社 》

	全体		20日以内		1ヶ月以内		2ヶ月以内		2ヶ月後	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 . 監査している	909	76.6	16	88.9	127	75.6	746	76.5	20	76.9
2 . 監査していない	278	23.4	2	11.1	41	24.4	229	23.5	6	23.1
回答社数	1,187		18	1.5	168	14.2	975	82.1	26	2.2

《 3 . 「 非連結 」 作成会社 》

	全体		20日以内		1ヶ月以内		2ヶ月以内		2ヶ月後	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 . 監査している	124	72.5	6	66.7	19	73.1	93	75.6	6	46.2
2 . 監査していない	47	27.5	3	33.3	7	26.9	30	24.4	7	53.8
回答社数	171		9	5.3	26	15.2	123	71.9	13	7.6

- ・ 「 1 . 監査している 」 会社は、「 連結 」 作成会社が 76.6%、「 非連結 」 作成会社が 72.5%となっており、「 連結 」 作成会社のほうが 4 ポイント程度高くなっている。さらに、全ての区間において**連結作成会社のほうが非連結作成会社よりも監査役の監査実施比率が高くなっている。**

問 5 - 4 問 5-3 で「 1 . 監査している 」 とご回答された方にお尋ねします。以下の項目のうち当てはまるもの全てを選択してください。（複数回答可）

【設問趣旨】決算短信に対する監査役監査のあり方は後掲の有価証券報告書の場合と同様、今後の研究課題であるといえる。本問は、決算短信に対する監査役監査の実施状況を調べるものである。

《 1 . 全体 》

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 . 決算短信の作成プロセスを監査した	288	27.9	277	28.0	11	24.4
2 . 決算短信の内容（財務情報のみ）を監査した	534	51.7	501	50.7	33	73.3
3 . 決算短信の内容（財務情報以外の全情報）を監査した	718	69.5	692	70.0	26	57.8
4 . 決算短信に関する機関決定（取締役会決議等）の有無を監査した	715	69.2	689	69.7	26	57.8
回答社数	1,033		988	95.6	45	4.6

《 2 . 「連結」作成会社》

	全体		20日以内		1ヶ月以内		2ヶ月以内		2ヶ月後	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 決算短信の作成プロセスを監査した	248	27.3	5	31.3	38	29.9	199	26.7	6	30.0
2. 決算短信の内容(財務情報のみ)を監査した	469	51.6	9	56.3	76	59.8	374	50.1	10	50.0
3. 決算短信の内容(財務情報以外の全情報)を監査した	632	69.5	11	68.8	87	68.5	522	70.0	12	60.0
4. 決算短信に関する機関決定(取締役会決議等)の有無を監査した	631	69.4	9	56.3	84	66.1	525	70.4	13	65.0
回答社数	909		16	1.8	127	14.0	746	82.0	20	2.2

《 3 . 「非連結」作成会社》

	全体		20日以内		1ヶ月以内		2ヶ月以内		2ヶ月後	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 決算短信の作成プロセスを監査した	40	32.3	2	33.3	3	15.8	34	36.6	1	16.7
2. 決算短信の内容(財務情報のみ)を監査した	65	52.4	5	83.3	10	52.6	46	49.5	4	66.7
3. 決算短信の内容(財務情報以外の全情報)を監査した	86	69.4	2	33.3	11	57.9	68	73.1	5	83.3
4. 決算短信に関する機関決定(取締役会決議等)の有無を監査した	84	67.7	3	50.0	11	57.9	68	73.1	2	33.3
回答社数	124		6	4.8	19	15.3	93	75.0	6	4.8

- ・ 連結対象会社の有無が監査役の監査実施状況(対象・範囲等)に影響を与えているのではないかと予想されたが、「監査している」会社に限って見れば、連結・非連結の別は、監査役の監査実施状況(対象・範囲等)と相関関係はないようである(なお、「監査しているか否か」に関しては、連結作成会社のほうが非連結作成会社よりも監査実施率が高い(問5-3参照))。
- ・ 決算短信は「財務情報」と「非財務情報」とに大別することができるが、連結・非連結の別なく、財務情報については5割強(51.7%)、非財務情報については7割弱(69.5%)が「監査した」としている。決算短信の記載内容の多くは営業報告書や有価証券報告書の記載とも関わるものが多いことから、監査役としても等閑視できないといえよう。

問5 - 5 問5-1で「1. はい(連結作成会社)」または「2. はい(連結非作成会社)」とご回答された方にお尋ねします。貴社では、決算短信の監査は公認会計士との監査契約の中に含まれていますか。

【設問趣旨】決算短信については、現状では、公認会計士による「監査」や「レビュー」を含め何ら関与が求められていない。四半期開示についても、現状では東証のマザーズ市場を除いて公認会計士の関与が求められていない(注)。本問は、決算短信への公認会計士の関与に関して、決算短信が監査契約上の監査範囲に含まれているか否かについて調べるものである。

(注) 四半期開示については、東証のマザーズ市場のみ、米国の四半期開示で求められている公認会計士による「レビュー」と類似した制度による公認会計士の意見表明が求められている。これに関しては、日本公認会計士協会より「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について(中間報告)」、(監査委員会研究報告第9号)が公表されている。

	全体		20日以内		1ヶ月以内		2ヶ月以内		2ヶ月後	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1.含まれている	919	67.7	22	81.5	127	65.5	742	67.6	28	71.8
2.含まれていない	439	32.3	5	18.5	67	34.5	356	32.4	11	28.2
回答社数	1,358		27	2.0	194	14.3	1,098	80.8	39	2.9

- ・ **全体で67.7%が監査契約に「1.含まれている」としている。**公認会計士が具体的にどう関与しているのか(「監査」なのか「レビュー」なのか等)については定かではないが、3社のうち2社は何らかの形で公認会計士の“目”が及んでいるようである。
- ・ 決算発表時期と公認会計士の関与との関係については、決算期末後「20日以内」の会社のうち81.5%が「1.含まれている」としており、**むしろ決算発表が早い会社ほど公認会計士が関与する割合が高くなっているが、全体としては、決算発表時期と公認会計士の関与には相関関係はないようである。**

問5 - 6 問5-1で「1. はい(連結作成会社)」または「2. はい(連結非作成会社)」とご回答された方にお尋ねします。決算短信は、取締役会に付議されていますか。

【設問趣旨】財務報告プロセスを適正に確保するための体制構築に関して、取締役会における決算短信の付議状況について調べるものである。

《1. 上場会社》

	全体		20日以内		1ヶ月以内		2ヶ月以内		2ヶ月後	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 決議事項として付議されている	909	71.2	15	68.2	131	72.4	749	71.5	14	53.8
2. 報告事項として付議されている	262	20.5	5	22.7	35	19.3	214	20.4	8	30.8
3. 付議されていない	106	8.3	2	9.1	15	8.3	85	8.1	4	15.4
回答社数	1,277		22	1.7	181	14.2	1,048	82.1	26	2.0

《2. 非上場会社》

	全体		20日以内		1ヶ月以内		2ヶ月以内		2ヶ月後	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 決議事項として付議されている	30	37.0	1	20.0	6	46.2	19	38.0	4	30.8
2. 報告事項として付議されている	23	28.4	3	60.0	5	38.5	10	20.0	5	38.5
3. 付議されていない	28	34.6	1	20.0	2	15.4	21	42.0	4	30.8
回答社数	81		5	6.2	13	16.0	50	61.7	13	6.2

- ・ 取締役会での付議状況については、上場・非上場の別で大きく異なる。上場会社では、全体の71.2%が「1. 決議事項」、21.0%が「2. 報告事項」となっているのに対して、非上場会社では、全体の37.0%しか「1. 決議事項」としていないばかりか、そもそも「3. 付議されていない」会社が34.6%あった。「付議されていない」会社は上場会社でも8.3%あるが、どのように決算案を確定しているのかいささか気になるところである。

問6 有価証券報告書について

【設問趣旨】問5の決算短信と同様に、有価証券報告書の監査状況等について調べるものである。

問6-1 全回答者にお尋ねします。貴社は有価証券報告書作成会社ですか。

(カッコ内は平成15年7月実施の第3回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. はい	1,392(1,332)	69.5(71.9)	1,278(1,208)	99.8(95.9)	114(124)	15.8(20.9)
2. いいえ	611(491)	30.5(26.5)	2(33)	0.2(2.6)	609(458)	84.2(77.2)
回答社数	2,003(1,852)		1,280(1,259)	63.9(68.0)	723(593)	36.1(32.0)

問6-2 問6-1で「1. はい」とご回答された方にお尋ねします。

監査役は、有価証券報告書について監査していますか。

(カッコ内は平成15年7月実施の第3回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 監査している	888(932)	63.8(69.9)	817(839)	63.9(69.4)	71(93)	62.3(75.0)
2. 監査していない	504(395)	36.2(29.7)	461(364)	36.1(30.1)	43(31)	37.7(25.0)
回答社数	1,392(1,332)		1,278(1,208)	91.8(90.7)	114(124)	8.2(9.3)

- ・ 「1. 監査している」と回答したのは全体で63.3% (上場会社63.9%)であり、**昨年度調査に比べて全体で6.1ポイント(上場会社5.5ポイント)の大幅ダウン**となっている。
- ・ 決算短信の監査役の監査実施率については上場・非上場の別で20ポイント以上の開きがあったが(問5-3参照) **有報の監査については、上場・非上場の別で違いは見られない**(上場会社63.9%、非上場会社62.3%)。
- ・ **上場会社については、有報の監査を行っている会社が63.9%、決算短信の監査を行っている会社が77.4%であり、決算短信のほうが13.5ポイント高くなっているのに対して、非上場会社については、同様にそれぞれ62.3%、55.6%と逆に有報のほうが高くなっている。**

問6-3 問6-2で「1. 監査している」とご回答された方にお尋ねします。以下の項目のうち当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 有価証券報告書の作成プロセスを監査した	283	31.9	261	31.9	22	31.0
2. 有価証券報告書の内容(財務情報のみ)を監査した	434	48.9	393	48.1	41	57.7
3. 有価証券報告書の内容(財務情報以外の全情報)を監査した	673	75.8	621	76.0	52	73.2
4. 有価証券報告書に関する機関決定(取締役会決議等)の有無を監査した	387	43.6	355	43.5	32	45.1
回答社数	888		817	92.0	71	8.0

- ・ 「4. 機関決定（取締役会決議等）の有無を監査した」が全体で43.6%と、決算短信の場合（69.2%、問5-4参照）に比べて25.6ポイントもの大幅ダウンとなっている。
- ・ 非上場会社では、「財務情報」と「非財務情報」の監査実施率がそれぞれ57.7%、73.2%と「非財務情報」のほうが高くなっているのに対して、決算短信については、それぞれ73.3%、57.8%（問5-4参照）となっており、逆に「財務情報」のほうが高くなっている。

問6-4 問6-1で「1. はい」とご回答された方にお尋ねします。有価証券報告書は、取締役会に付議されていますか。

（カッコ内は平成15年7月実施の第3回調査結果）

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 決議事項として付議	317 (286)	22.8(21.5)	294 (256)	23.0(21.2)	23 (30)	20.2(24.2)
2. 報告事項として付議	259 (291)	18.6(21.8)	237 (259)	18.5(21.4)	22 (32)	19.3(25.8)
3. 付議されていない	816 (745)	58.6(55.9)	747 (686)	58.5(56.8)	69 (59)	60.5(47.6)
無回答	(10)	(0.8)	(7)	(0.6)	(3)	(2.4)
回答社数	1,392 (1,332)		1,278 (1,208)	91.8(90.7)	114 (124)	8.2(9.3)

- ・ 昨年度調査に比べて、全体で「1. 決議事項として付議」が1.3ポイント増加（上場会社1.8ポイント増、非上場会社4.0ポイント減）した一方で、「3. 付議されていない」が2.7ポイント増加（上場会社2.7ポイント増、非上場会社12.9ポイント増）しており、**取締役会の俎上にもあがっていない会社が増えている**ことが懸念される。
- ・ 特に上場会社については、**決算短信が取締役会で付議されている割合が91.7%（1, 2の合計、問5-6参照）であるのに対して、有価証券報告書の付議状況は半減以下の41.5%（1, 2の合計）に過ぎず**、公表時期が早く市場に対するインパクトが大きい決算短信のほうが、取締役会における附議が厳格に行われているようである。

以上